

# 青森県報

号外第四十一号

平成三十一年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 青森県議会議員一般選挙の期日……………(事務局) ……一
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合) ……一
- その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合 ……一
- その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 ……一
- 青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び同職務代理者の選任……………(同) ……二
- 青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時……………(同) ……三
- 青森県議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同……………(同) ……三
- 青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲示場の掲示面の区画数……………(同) ……四
- 青森県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………(同) ……四
- 青森県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所 ……(同) ……四
- 青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 ……(東津軽郡) ……六
- 右 同 ……(西津軽郡) ……六

○右	同	(南津軽郡)	(	同	)	…	六
○右	同	(北津軽郡)	(	同	)	…	六
○右	同	(上北郡)	(	同	)	…	六
○右	同	(三戸郡)	(	同	)	…	六
○右	同	(青森市)	(	同	)	…	七
○右	同	(弘前市)	(	同	)	…	七
○右	同	(八戸市)	(	同	)	…	七
○右	同	(黒石市)	(	同	)	…	七
○右	同	(五所川原市)	(	同	)	…	七
○右	同	(十和田市)	(	同	)	…	八
○右	同	(三沢市)	(	同	)	…	八
○右	同	(むつ市)	(	同	)	…	八
○右	同	(つがる市)	(	同	)	…	八
○右	同	(平川市)	(	同	)	…	八

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の臨時特例に関する法律(平成三十年法律第百一号)第一条第一項の規定により、青森県議会の議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行うので、同法第二条第一項第三号の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

選挙期日 平成三十一年四月七日

### 青森県選挙管理委員会告示第十三号

平成三十一年三月二十八日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合) ……(同) ……六

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数とを、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、二三〇人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二三八、九三二人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 六、七六四人
- 西津軽郡選挙区 五、五〇一人
- 南津軽郡選挙区 六、五七七人
- 北津軽郡選挙区 七、七三八人
- 上北郡選挙区 二七、八九九人
- 三戸郡選挙区 一九、七〇八人
- 青森市選挙区 八一、三四〇人
- 弘前市選挙区 四九、七四六人

- 八戸市選挙区 六五、〇九六人
- 黒石市選挙区 九、六五六人
- 五所川原市選挙区 一九、二二四人
- 十和田市選挙区 一七、五九〇人
- 三沢市選挙区 一一、〇〇四人
- むつ市選挙区 二一、二二一人
- つがる市選挙区 九、四九四人
- 平川市選挙区 一一、九三一人

青森県選挙管理委員会告示第十四号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
東津軽郡	山内 俊二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田七三	福井 義範	東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高三四の二
西津軽郡	須藤 壽	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山八八	吉田 照生	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田二九の二
南津軽郡	加福 孝二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡一二の七	駒井 義昭	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田三〇の一
北津軽郡	葛西 榮喜	北津軽郡板柳町大字飯田字村元九〇の一	會津 秀悦	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一四の一

上北郡	野田 武尚	上北郡東北町旭南一丁目三一の七八	乙崎 一男	上北郡東北町字乙供五五の五
三戸郡	佐々木 登志雄	三戸郡南部町大字大向字下夕構八の一五	松井 吉男	三戸郡南部町大字平字上ノ山一の一
青森市	荒谷 省吾	青森市大字三内字丸山一一七の三四	三上 正俊	青森市小柳五丁目八の一七
弘前市	成田 満	弘前市大字五所字野沢六一の七	工藤 金幸	弘前市大字大和沢字上岸田一二一の二
八戸市	野坂 哲	八戸市大字白銀町字砂森五三の二	三浦 辰男	八戸市大字湊町字柳町一の五
黒石市	山田 明匡	黒石市大字乙大工町九	猪股 正大	黒石市大字高館字乙里見三二の一
五所川原市	白川 昭磨	五所川原市金木町朝日山四四六の五	高谷 博昭	五所川原市大字漆川字浅井八五の一
十和田市	古館 實	十和田市東三番町二の三〇	齋藤 美悦	十和田市大字八斗沢字家ノ下二七一の一
三沢市	石岡 裕通	三沢市東町一丁目一〇の三	沼田 巖	三沢市谷地頭二丁目六七八の一
むつ市	畑中 政勝	むつ市大畑町兎沢二〇四の五	白川 光治	むつ市山田町二六の三
つがる市	成田 照男	つがる市木造大畑宮崎一一の一	今 久夫	つがる市森田町上相野松緑二四の一
平川市	内山 久人	平川市唐竹葎原五八の二	小田原 喜佐夫	平川市碓ヶ関一一二の五

青森県選挙管理委員会告示第十五号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	場	所	日	時
------	---	---	---	---

青森県選挙管理委員会告示第十六号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における開票事務を、次の選

東津軽郡	青森県庁議会議棟三階選挙管理委員会室	平成三十一年四月九日午前十一時
西津軽郡	鱒ヶ沢町役場三階第四委員会室	平成三十一年四月八日午後三時
南津軽郡	藤崎町役場三階大会議室	平成三十一年四月八日午後三時
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農業委員会会議室	平成三十一年四月八日午後三時
上北郡	東北町役場東北分庁舎一階応接室	平成三十一年四月九日午前十時
三戸郡	南部町役場本庁舎三階中会議室	平成三十一年四月九日午前十時
青森市	青森市民体育館	平成三十一年四月七日午後九時十五分
弘前市	弘前市役所前川新館三階第一、第二会議室	平成三十一年四月八日午後三時
八戸市	八戸市東体育館	平成三十一年四月七日午後九時十五分
黒石市	黒石市スポーツ交流センター	平成三十一年四月七日午後九時
五所川原市	五所川原市役所二階会議室二B	平成三十一年四月八日午後三時
十和田市	十和田市総合体育センター	平成三十一年四月七日午後九時十分
三沢市	三沢市総合体育館	平成三十一年四月七日午後九時
むつ市	むつ市役所	平成三十一年四月九日午前十時
つがる市	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	平成三十一年四月七日午後九時
平川市	平川市役所四階第四会議室	平成三十一年四月八日午後三時

挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により選挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びつがる市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第十七号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙区名	区画の数	選挙区名	区画の数
東津軽郡	四	八戸市	一二
西津軽郡	四	黒石市	四
南津軽郡	四	五所川原市	六
北津軽郡	四	十和田市	六
上北郡	八	三沢市	四
三戸郡	六	むつ市	八
青森市	一四	つがる市	四

弘前市	一〇	平川市	四
-----	----	-----	---

青森県選挙管理委員会告示第十八号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙区名	制限額	選挙区名	制限額
東津軽郡	五、五八四、二〇〇円	八戸市	五、九二六、二〇〇円
西津軽郡	五、二六九、八〇〇円	黒石市	六、三〇四、三〇〇円
南津軽郡	五、五三七、六〇〇円	五所川原市	五、四九五、六〇〇円
北津軽郡	五、八二六、八〇〇円	十和田市	六、〇九〇、〇〇〇円
上北郡	五、六三六、七〇〇円	三沢市	六、六四〇、〇〇〇円
三戸郡	五、五三五、八〇〇円	むつ市	五、六六一、四〇〇円
青森市	五、九二五、四〇〇円	つがる市	六、二六四、一〇〇円
弘前市	五、九六四、五〇〇円	平川市	五、三八五、五〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一
西津軽郡	鯨ヶ沢町選挙管理委員会事務局	西津軽郡鯨ヶ沢町大字本町二〇九の二
南津軽郡	藤崎町選挙管理委員会事務局	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
北津軽郡	板柳町選挙管理委員会事務局	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九の三
上北郡	東北町選挙管理委員会事務局	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四
三戸郡	南部町選挙管理委員会事務局	三戸郡南部町大字苔米地字下宿二二の二
青森市	青森市選挙管理委員会事務局	青森市新町一丁目三の七
弘前市	弘前市選挙管理委員会事務局	弘前市大字上白銀町一の一
八戸市	八戸市選挙管理委員会事務局	八戸市内丸一丁目一の一
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字内町二四の一
五所川原市	五所川原市選挙管理委員会事務局	五所川原市字布屋町四一の一
十和田市	十和田市選挙管理委員会事務局	十和田市西十二番町六の一
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市桜町一丁目一の三八
むつ市	むつ市選挙管理委員会事務局	むつ市中央一丁目八の一
つがる市	つがる市選挙管理委員会事務局	つがる市木造若緑六一の一
平川市	平川市選挙管理委員会事務局	平川市柏木町藤山二五の六

ただし、平成三十一年三月二十九日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会委員室	青森市長島一丁目の一
西津軽郡	鯨ヶ沢町役場三階第四委員会室	西津軽郡鯨ヶ沢町大字本町二〇九の二
南津軽郡	藤崎町役場三階中会議室	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農業委員会会議室	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九の三
上北郡	東北町コミュニティセンター「未来館」二階集会室	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四
三戸郡	南部町役場本庁舎三階中会議室	三戸郡南部町大字苔米地字下宿二二の二
青森市	青森市役所第三庁舎一階会議室	青森市中央一丁目二二の五
弘前市	弘前市役所前川新館三階第一、第二会議室	弘前市大字上白銀町一の一
八戸市	八戸市庁別館八階研修室	八戸市内丸一丁目一の一
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字内町二四の一
五所川原市	五所川原市役所二階会議室二A	五所川原市字布屋町四一の一
十和田市	十和田市役所新館三階会議室	十和田市西十二番町六の一
三沢市	三沢市役所別館一階多目的室	三沢市桜町一丁目一の三八
むつ市	むつ市役所大会議室B	むつ市中央一丁目八の一
つがる市	つがる市役所二階第三会議室	つがる市木造若緑六一の一
平川市	平川市役所四階第四会議室	平川市柏木町藤山二五の六

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長 山 内 俊 二

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長 須 藤 壽

一 場所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九の二

鰺ヶ沢町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局西津軽郡出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長 加 福 孝 二

一 場所 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

藤崎町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局南津軽郡出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長 葛 西 榮 喜

一 場所 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三

板柳町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局北津軽郡出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長 野 田 武 尚

一 場所 上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四

東北町役場東北分庁舎一階応接室

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定める

くじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長 佐々木 登志雄

一 場所 三戸郡南部町大字苦米地字下宿二三の一

南部町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長 荒 谷 省 吾

一 場所 青森市新町一丁目三の七

青森市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長 成 田 満

一 場所 弘前市大字上白銀町の一

弘前市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長 野 坂 哲

一 場所 八戸市内丸一丁目一の一

八戸市庁本館地下会議室C

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長 山 田 明 匡

一 場所 黒石市大字内町二四の一

黒石市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定める

くじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長 白 川 昭 磨

一 場所 五所川原市字布屋町四一の一

五所川原市役所三階会議室三A

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長 古 館 實

一 場所 十和田市西十二番町六の一

十和田市役所新館三階会議室

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長 石 岡 裕 通

一 場所 三沢市桜町一丁目一の三八

三沢市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所  
二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長 畑 中 政 勝

一 場所 むつ市中央一丁目八の一

むつ市役所本庁舎第四会議室

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長 成 田 照 男

一 場所 つがる市木造若緑六一の一

つがる市選挙管理委員会事務局内

二 日時 青森県選挙管理委員会事務局つがる市出張所  
平成三十一年四月四日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長告示第一号

平成三十一年四月七日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第



百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長 内 山 久 人

一 場所 平川市柏木町藤山二五の六

平川市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局平川市出張所

二 日時 平成三十一年四月四日 午後五時十分

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭